⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成する者とする。

評価項目㋐～㋓のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不可がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」は不適格とする。

また、評価項目㋐～㋓の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

①　施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただし、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。）

㋐　施工体制・手法
㋑　特別な安全管理
㋒　特別な工程管理
㋓　環境保全

⑷　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

①　施工計画

㋐　施工体制・手法
・「品質管理」、「出来形管理」、「安全管理」及び「工程管理」に関して、適正に施工を行うための体制と具体的な取り組み（下記㋑、㋒に関する提案は除く。）
・交通保安要員の追加配置に関する技術提案は認めない。
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋑　特別な安全管理
・工事全般を通した、東名高速道路及び新東名高速道路に対する安全対策
・交通保安要員の追加配置に関する技術提案は認めない。
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋒　特別な工程管理
・東名高速道路及び新東名高速道路の通行止め規制時間内での安全で確実な架設工程管理を行うための、具体的対策とリスク管理方法（通行止め時間の短縮に関する提案は評価の対象としない。）
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋓　環境保全
・周辺環境への配慮すべき項目・対策（騒音・振動・CO_2削減等）とその効果
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

⑸　技術提案の評価指標（判定方式）　技術提案の評価指標は次のとおりとする。

①　優　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

②　良上　「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

③　良　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

④　良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

⑤　可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

⑥　不可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。

⑹　技術評価点の付与方法　評価点の付与方法は、評価者が評価指標に基づき判定した下記の項目別配点で評価し、付与（判定方式）する。

①　施工計画

㋐　施工体制・手法
・「品質管理」、「出来形管理」、「安全管理」及び「工程管理」に関して、適正に施工を行うための体制と具体的な取り組み（下記㋑、㋒に関する提案は除く。）
・評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点(40点)優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点・不可（不適格）

㋑　特別な安全管理
・工事全般を通した、東名高速道路及び新東名高速道路に対する安全対策
・評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（25点）優25点・良上18.75点・良12.5点・良下6.25点・可０点・不可（不適格）

㋒　特別な工程管理
・東名高速道路及び新東名高速道路の通行止め規制時間内での安全で確実な架設工程管理を行うための、具体的対策とリスク管理方法（通行止め時間の短縮に関する提案は評価の対象としない。）
・評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（25点）優25点・良上18.75点・良12.5点・良下6.25点・可０点・不可（不適格）

㋓　環境保全
・周辺環境への配慮すべき項目・対策（騒音・振動・CO_2削減等）とその効果
・評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（10点）優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点・不可（不適格）

⑺　入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定

⑻　落札者の決定方法　競争参加申請者に技術提案を提出させ、技術提案の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、「契約制限価格」を「契約目安価格」と読み替え、契約目安価格の２割増しの範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、次のとおりとする。

①　技術評価点：標準案による満点100点とし、３⑹による。

②　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.2Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約目安価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

③　総合評価点：技術評価点×0.5＋価格評価点×0.5

⑼　３⑻において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑽　契約金額の決定方法　落札者の提示した入札価格に対して、確認協議を行い、確認協議完了後の価格を契約金額とする。なお、入札価格が契約目安価格を下回る場合は確認協議を省略する。

⑾　配置技術者に関する事項　技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。